

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

竹田市には指定文化財等が245件ある。これらの文化財は市内全域に分布し、本市の歴史・文化・自然環境を伝える貴重な資料として、教育普及や観光振興の重要な資源となっている。本市に残される文化財を確実に後世へ伝えていくためには、文化財の保存のみではなく周辺環境も含めた一体的な管理を図る必要がある。

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針及び具体的な計画

竹田市では、国・県・市指定文化財については文化財保護法・大分県文化財保護条例・竹田市文化財保護条例に基づき、所有者や管理者等に適切な保存や管理に関する指導や助言を行っている。今後も文化財保護法、大分県文化財保護条例、竹田市文化財保護条例に基づき、引き続き適切な保存や管理を行う。また、未指定文化財については、調査・研究を実施し、その価値を適切に判断し、必要に応じて指定に向けた取り組みを図っていく。無形文化財については、これまでに様々な助成事業を活用し、用具の整備や保存継承に不可欠な記録映像等の撮影等を行い、無形文化財の正確な継承に努めてきた。今後も、無形文化財が正確に後世へ伝承されるための取り組みを行っていく。

重点区域においては、国指定文化財は文化財保護法に基づき、所有者や管理者等に適切な保存や管理に関する指導や助言を行っており、重要文化財願成院本堂（愛染堂）の保存修理や史跡岡城跡、史跡旧竹田荘、史跡岡藩主中川家墓所の保存整備を実施し文化財の保存・活用を行い、岡城跡と岡藩主中川家墓所については保存管理計画を策定し、適切な保存・管理に努めてきた。保存管理計画未策定の国指定文化財については、必要に応じて計画策定を実施する。また、県・市指定文化財についても大分県文化財保護条例、竹田市文化財保護条例に基づいて、所有者や管理者等に適切な保存や管理の指導や助言を行っている。今後も、文化財保護法、大分県文化財保護条例、竹田市文化財保護条例に基づき、引き続き適切な保存や管理を行い、必要であれば文化財のみでなくその周辺環境の整備についても支援等を実施する。また、未指定文化財については、調査・研究を実施し、その価値を適切に判断し、必要に応じて指定に向けた取り組みを図っていく。

重点区域内で行われる祭礼などの無形文化財については、詳細な調査行われておらず、その継続のための方策も行われていない。今後は早急な調査を実施し、後世へ正確に継承されるための記録の保存や継承のために必要な助成を図る。

- ・ 民俗芸能等支援事業（平成15年度～平成30年度）

(2) 文化財の修理（整備も含む）に関する方針及び具体的な計画

文化財の修理や整備について、国・県指定文化財の修理や整備については、文化財保護法をはじめ関係法令に基づき適切な手続きをとって、文化庁や大分県教育委員会及び必要に応じて有識者等に指導や助言受け実施している。市指定文化財については、竹田市文化財保護調査委員会や有識者に指導・助言を仰いで実施している。また、文化財の修理や整備にあたっては、文献等の史料に基づいて歴史の真正性を担保とした修理・整備を行う。

重点区域においては、史跡岡城跡保存修理事業を継続して取り組む。その整備に際しては、有識者で組織する史跡岡城跡調査整備委員会及び竹田市文化財保護調査委員会に指導・助言を受ける。

- ・旧竹屋書店保存修理事業（平成 26 年度～平成 31 年度）
- ・吉川家住宅保存修理事業（平成 21 年度～平成 31 年度）
- ・史跡岡城跡保存整備事業（昭和 63 年度～平成 35 年度）
- ・西光寺境内保存修理事業（平成 26 年度～平成 30 年度）

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画

竹田市立歴史資料館や竹田市立図書館において歴史資料や美術工芸品の保管及び公開を行っているほか、各地域にある公民館（文化会館・荻・久住・直入）において、各地域の歴史資料の展示や学習会を実施している。これらの施設における連携強化を図り、訪れる市民や観光客に対し、より理解しやすい展示や学習会等の充実を図る。

重点区域内にある歴史資料館や図書館については、老朽化が進んでいるだけでなく、収蔵されている貴重な資料を保管するスペースの不足や重要資料を保管する施設としての設備が十分とは言えないことから、今後施設の整備を行う。重点区域内にある登録有形文化財竹田市公民館竹田分館（旧一味楼）や登録有形文化財吉川家住宅については保存修理を実施し、旧一味楼は公民館として、吉川家住宅は工芸家へ貸し出しを行い内部の公開活用を行っており、他の歴史的建造物についても公開活用を図ることとする。

重点区域内は、岡城跡や旧竹田荘等の本市の観光の中心となる文化財が多数存在しており、これらの文化財と文化財の保存・活用を図る施設を回遊するルートである歴史の道が設定されているが、歩道や駐車場の整備、案内板・説明版による情報発信については十分ではなく、これらの整備に加えて観光案内や休息施設を備えた施設を設置、城下町から岡城跡へのアクセス

方法の整備をするなど観光客が訪れやすい環境づくりを行う。

- ・建物修景補助事業（平成13年度～平成31年度）
- ・城下町回遊館整備事業（平成26年度～平成30年度）
- ・竹田荘公園等整備事業（平成26年度～平成30年度）
- ・風景に根ざしたやすらげる公園整備事業（ポケットパーク整備）
（平成26年度～平成30年度）
- ・歴史資料館等公開活用整備事業（平成26年度～平成30年度）
- ・岡城ガイダンスセンター整備事業（平成29年度～平成30年度）
- ・駐車場整備事業（平成26年度～平成30年度）
- ・城下町・岡城跡回遊促進事業（平成26年度～平成35年度）
- ・電線類無電柱化事業（平成28年度～平成30年度）

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画

現在策定中の竹田市景観計画に基づき、市域全体の環境保全に努める。

重点区域では、昭和57年の竹田市史跡等環境保存条例の施行以降、城下及びその周辺地域の環境保全について竹田市史跡等環境保存審議会による指導・助言を行い環境保全を図ってきた。今後も竹田市史跡等環境保存条例及び現在策定中の竹田市景観計画に基づき区域内の環境保全に努める。また、道路の美装化、排水路の整備、街路灯や案内板等のデザインについて、文化財及び周辺環境と調和に配慮し実施する。

また、過疎高齢化により城下町内の空き家・空き店舗等が発生している。老朽建物の除却及び空き家・空き店舗の有効活用を図る。

- ・道路美装化事業（平成13年度～平成30年度）
- ・電線類無電柱化事業（平成28年度～平成30年度）〔再掲〕
- ・城下町観光案内・道路標識・街路灯整備事業（平成26年度～平成30年度）
- ・城下町路地裏整備事業（平成26年度～平成30年度）
- ・城下町老朽危険空き家等除却促進事業（平成26年度～平成30年度）
- ・城下町空き家・空き店舗再生促進事業（平成26年度～平成30年度）
- ・城下町移住定住支援事業（平成26年度～平成30年度）

(5) 文化財の防災に関する方針及び具体的な計画

竹田市消防本部や竹田警察署と連携し、文化財の盗難に対する見回りや防災点検、住民への

啓発活動を実施し、文化財の防犯・防災に対する意識の向上を図るように努める。また、文化財の所有者や管理者等に対し防犯設備や消防設備を可能な限り設置するよう指導を実施する。さらには竹田市地域防災計画に記載された、有事の際の文化財保護に関する連絡体制の確認を行う。

重点区域内においては、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、史跡旧竹田荘、史跡岡藩主中川家墓所、重要文化財願成院本堂(愛染堂)、県指定史跡西光寺境内において、竹田消防署、竹田市消防団、地元自治会と教育委員会が共同で防火訓練を実施しており、今後も継続して行う。防火用水となる市街地導水路についても防火用水の確保が出来るよう点検及び改修を行う。

また、寺社や貴重な資料を保管する歴史資料館、図書館等については、防犯防火を図る上で、自動火災警報器の設置や折に触れ所有者への注意喚起を促すなどの対策を推進する。

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針及び具体的な計画

市内に所在する文化財について、広く市民や観光客に対し関心を持ってもらうことが重要であり、竹田市では、これまでに文化財市民講座、市内小学校への文化財学習、民俗芸能大会、文化財修理現場公開、市報へ文化財情報の記載等を実施し市民への啓発活動を実施してきた。今後も、学習会やケーブルテレビなどを通じての情報発信を継続的に行う必要がある。

重点区域内においては、市民ボランティアガイドによる案内や竹田市立歴史資料館での常設展示・企画展示・各種講座をつうじて地域の歴史・文化の啓発活動を実施している。また、歴史文化に関する講演会や先人顕彰活動の拠点施設整備を行うとともに、住民や観光客が手軽に情報を得ることが出来る案内パンフレットの作成や観光案内施設を設置する。

- ・城下町回遊館整備事業（平成26年度～平成30年度）〔再掲〕
- ・城下町案内ガイド養成事業（平成26年度～平成35年度）
- ・城下町・岡城跡歴史学習事業（平成17年度～平成35年度）
- ・城下町案内マップ等制作事業（平成26年度～平成30年度）

(7) 埋蔵文化財の取り扱いの現状と今後の方針及び具体的な計画

竹田市には縄文時代から近世に至るまでの周知の埋蔵文化財包蔵地が数多く確認されている。

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については文化財保護法に基づく届出を受け、大分県教育委員会や開発者と協議を行い、埋蔵文化財への影響を極力避けるように努める。埋蔵文化財への影響を免れない場合は、発掘調査を実施し、記録保存を図る。また、出土遺物等につ

いても適切な保管・管理を行う。

重点区域は、その区域の大半が周知の埋蔵文化財の包蔵地となっており、岡城跡や城下町遺跡など14か所にのぼる。これらの包蔵地のほとんどが近世の遺跡に属し、岡藩城下町の構造を理解するうえで重要な遺跡である。このため、民間で行われる建築物や構造物の取り壊し撤去、また、建設の際には十分な指導管理を行い、事業者にも注意を喚起し、埋蔵文化財への影響を極力避けるように努める。

(8) 文化財の保存・活用に係る市町村教育委員会の体制の現状と今後の方針

竹田市における文化財の保存・活用を担当する部署は、教育委員会文化財課であり課内に文化財課長1名、文化財管理係3名、文化財係1名、市立歴史資料館6名（館長は文化財課長が兼務、次長は文化財係長が兼務、学芸員1名、嘱託職員3名の計6名）、文化財管理センター2名（センター長は文化財課長が兼務、次長は文化財係長が兼務の計2名）の体制で文化財保護を進めている。

竹田市文化財保護調査委員会条例に基づき竹田市文化財保護調査委員会が設置され、文化財の指定・解除等の文化財の保護に関する重要事項について調査及び審議を行う。現在の調査委員は17名で、考古1名、仏像1名、古建築1名、動物1名、植物1名、民俗1名、石造物1名、古文書1名、漢籍1名、郷土史8名で構成されている。また、竹田市史跡等環境保存条例に基づき竹田市史跡等環境保存審議会を設置しており、審議会は保存地域内の景観に関する重要事項に関し諮問を行う。現在の審議委員は10名で、学識経験者（地域住民代表含む）5名、市議会2名、教育委員1名、文化財保護調査委員2名で構成されている。

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO等各種団体の状況及び今後の体制の方針と具体的な計画

市内には文化財の保存や管理に関わる団体が複数存在し、各地域においてその活動を行っている。史跡七ツ森古墳群や県・市指定文化財に対し地元自治会や老人クラブ等により除草作業や日常管理が行われている。また、神楽・獅子舞・白熊等の民俗芸能の継承活動を各保存会により行われている。

重点区域内での文化財と住民等の関わりについては、ボランティアガイドによる岡城跡や城下町の案内、住民による史跡のボランティア清掃が行われていることに加え、平成14年度からNPO法人竹田まちなみ会により城下町における建造物等の修景において、施主からの事前

相談や現地調査をし、竹田市の景観を考慮した基本設計及概算見積等を行いつている。また、田能村竹田をはじめとする先人の顕彰活動が住民により組織され活動が行われている。今後は、文化財の保存・活用に関わっている住民等と行政との連携を強化し、継続して活動ができるような支援等を行うなど官民共同により保存・活用を図っていく。

- ・ 民俗芸能等支援事業（平成 15 年度～平成 35 年度）〔再掲〕

重点区域内で活動する文化財関係団体等

団 体 名	活 動 概 要
竹田市観光ボランティアガイド	文化財施設等の案内
岡の里事業実行委員会	竹田市の自然と歴史の調査研究 機関誌「からんころん」発行
NPO 法人竹田まちなみ会	城下町の歴史的建造物の修景事業の設計
岡城・歴史まちづくりの会	岡城跡と城下町の再生の取り組み
田能村竹田顕彰会	田能村竹田の顕彰活動
瀧廉太郎会	瀧廉太郎の顕彰活動
廣瀬武夫顕彰会	廣瀬武夫の顕彰活動
よしみ会	佐藤義美の顕彰活動
平田獅子舞子団体	伝統芸能継承（夏越祭）
吉田俚楽座	伝統芸能継承（夏越祭・八朔祭）